

自動車事故示談代行業務

1 交通事故処理対策室の設置

本会に交通事故処理専門の「交通事故処理対策室」を設け、交通事故対応の職員と相談員の計2名を配置し、事故に係わる方々の相談に親身に応じるなど迅速丁寧な事故処理に努めています。

2 査定専門員による示談交渉サービス

事故が起きてしまった場合、町村等の職員や組合員が相手方と示談交渉を行うのは、物理的にも心理的にも大きな負担となります。このため本共済では町村や組合員が対人事故と対物事故で損害賠償の請求を受けた場合、本会が代わって示談交渉を行います。

このための専門的知識を持った査定専門員を、現在本県に3名配置しており、迅速かつ適切な事故処理を行っています。

3 事故が発生したら

(1) 事故現場での処置について

- まず、ケガ人を救護してください。
- 事故車を安全な場所へ移動してください。
- 最寄りの警察署に連絡してください。
- 相手方の連絡先等を確認してください。

現場での発言は慎重に！！

- ・全額賠償の確約は絶対にしないで下さい。

自動車事故は当事者の一方的な過失によるものは非常に少なく、双方の何らかの不注意によって起こる場合が殆どです。よって、勝手に約束をしますと、共済金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 事故の報告について

事故が発生したら、直ちに長野県町村会「交通事故処理対策室」に事故の報告をしてください。(交通事故処理対策室 026-234-3530)

なお、休日・夜間についてはフリーダイヤルにて事故の受付を行っています。

(フリーダイヤル 0120-258459)

4 事故解決までの流れ

事故発生状況報告書のFAX送信、共済金に関するお問い合わせは
長野県町村会「交通事故処理対策室」

TEL 026-234-3530 / FAX 026-235-2064

自動車事故や示談に関するお問い合わせは
「長野県町村自動車共済サービス事務所」

TEL 026-227-9324 / FAX 026-228-5535

までご連絡願います。